

<<子供の体験活動費の補助対象経費について>>

「学校外での子供の多様な学びに関する支援事業の在り方検討有識者会議」（令和7年8月開催）の事業検証結果を踏まえた体験活動補助に対する都の基本的な考えは、以下①～③のとおりです。

- ①公立学校での校外活動の内容やその経費の公費負担とのバランスを踏まえた対象経費を設定
- ②運動場やホールでの活動など、学校施設では実施できるが、フリースクール等では実施が難しい活動(広いスペースを使つてのスポーツや発表会等)を支援
- ③博物館での鑑賞など、学校で一定の学習目的をもって実施される校外活動と同様の取組を支援

上記を踏まえ、子供の体験活動費において補助対象となる経費の例、補助対象とならない経費の例を以下に記載します。

※あくまで都の補助対象とする活動を整理したもので、フリースクール等が独自に行う活動を制限するものではありません。

○補助対象とならない施設

対象外施設	内容	備考
東京都外にある施設	埼玉県・千葉県・神奈川県・山梨県・茨城県を除く	※対象外施設で活動を実施するための交通費も対象外です。
遊園地・テーマパーク	・電動・自動の遊戯設備の利用や、ショー、イベントのみを目的とする入場料が必要な遊園地施設 ・特定の商品、商標、著作物等の固有名詞を冠し、その名称をテーマにした展示・体験・アトラクション等を利用するために入場料が必要なテーマパーク施設	

○補助対象経費

施設・経費等の種類		対象となる経費の例	対象とならない経費の例
【入場料】			
	遊園地や遊戯設備が併設されている水族館、動物園、牧場等 ・遊園地等が併設されているが、水族館等のみでの利用が可能な施設	・遊園地や遊戯設備の利用料を含まない入場料（引率スタッフ分のみ）	・遊園地や遊戯設備の利用とセットになった入場料 ・遊戯設備の利用料 ・入場後に発生する体験コース等の参加料（例：アトラクション参加費、動物餌やり体験、イルカショー観覧料など） ・入場後に発生する施設内設備等の利用料（例：BBQ施設、園内遊覧カートなど）
	美術館・博物館等 ・遊戯設備等が併設されていない美術館、博物館、水族館、植物園、動物園等	・入場料（引率スタッフ分のみ）	・入場後に発生する体験コース等の参加料（例：ワークショップ参加費など） ・入場後に発生する機器・用具のレンタル料（例：解説用ヘッドフォン貸出料など）
	運動や野外体験を目的とする、入場料が必要な施設 ・アスレチック、水泳、フットサル等の運動やスポーツを実施するために入場料が必要な施設 ・キャンプ場、観光農園など、野外体験を実施するために入場料が必要な施設	・運動やスポーツを目的とした利用に要する入場料（引率スタッフ分のみ） ・野外体験を目的とした利用に要する入場料（引率スタッフ分のみ）	・カラオケ等の遊興施設の利用を目的とした入場料 ・入場後に発生する体験コース等の参加料（例：ジップライン、有料のアクティビティ、釣り体験、収穫体験など） ・入場後に発生する用具のレンタル料（例：ラケット等の運動用具、テントやタープ、BBQ調理道具セット、薪等の燃料、ライフジャケット、長靴のレンタルなど） ・入場後に発生する施設内設備等の利用料（例：BBQ施設、コート利用料、バンガロー・キャビン等の利用料など）

【体験参加費】			
	特定の体験活動のみを提供する施設 ・キャンプ体験や農作業体験等の参加費のみが必要な施設 ・美術や音楽体験等の参加費のみが必要な施設	・スタッフが子供を引率するために必要な経費（引率者料金など）	・子供自身の体験参加費 ・内訳が明確な食費（例：昼食費、BBQ食材費など）
【施設借上げ料】			
	運動・野外体験・音楽体験等、特定の目的のために借り上げる施設 ・時間や面積等で利用料金が設定されている体育館、野球場、サッカー場、テニスコート等 ・時間や面積等で利用料金が設定されているキャンプ場、貸農園等 ・時間や面積等で利用料金が設定されている会議室、講堂、音楽スタジオ、調理室等	・施設の借上げ料（体験活動に必要な時間・面積分）	・施設借上げ料の他に発生する用具や機器のレンタル料（例：卓球台やラケット、テントやタープ、BBQ調理道具セット、食器、薪等の燃料、長靴、楽器、マイク、アンプ、プロジェクターなど） ・施設借上げ料の他に発生する設備等及びオペレータの利用料（例：音響設備、放送設備、照明設備、操作技師など） ※子供とともに活動するガイドや指導員等の経費は専門家招へい経費で申請してください。
【交通費】			
	補助対象施設までの電車・路線バス代等、一人当たり料金が発生する交通費	・引率スタッフ分のみ	・遊園地等や都外施設等、対象外施設に行くための交通費
	補助対象施設への移動のためのバス借上げ料、レンタカー代等、台数当たりで料金が発生する交通費等	・体験活動に参加する人数分の移動に必要な台数の借上げ料 ・バス借上げに含まれる運転手代 ・体験活動場所への高速道路料金、目的地周辺の駐車場代、レンタカー代と併せて支払うガソリン代	・遊園地等や都外施設等、対象外施設に行くための交通費 ・レンタカー代と併せて支払う免責補償等の保険料

※子供の体験活動にかかる傷害保険・損害賠償保険等の保険料については、「安全体制管理費（事故対策費）」で申請してください。